

議案第 66 号

財産（電動式移動棚）の取得の変更

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 3 条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（電動式移動棚）の取得の変更

財産（電動式移動棚）の取得を、下記のとおり変更する。

記

変更内容

契 約 金 額 議決金額 211,200,000円

変更金額 210,694,000円

理 由

世田谷区本庁舎等整備工事において、空調・給排水・電気設備工事間での詳細な調整により、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、消防法令を遵守するよう一部の棚の段数を減少させる必要が生じたため。